

研究会の趣旨・検討項目・スケジュールについて

検討項目①

1. 個人番号を活用した情報連携のあり方

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条においては、個人番号の利用範囲を規定しており、番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合のほか、地方公共団体が、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人番号を利用することができるとされている。

また、同一団体であっても、庁内他機関（教育委員会など）への特定個人情報を提供することは、特定個人情報の提供として制限されることとなるため、番号法第19条に基づく条例の制定が必要であり、庁外他団体への特定個人情報の提供には特定個人情報保護委員会規則の制定が必要とされている。

【検討の視点】

●地方公共団体での条例による個人番号の独自利用事務について、具体的に想定される事務の検討
個人番号の活用により正確で確実な情報管理や他団体等との情報連携を通じたサービスの向上が実現可能

- ・ 福祉サービス等の受給状況、健康情報などの継続的な把握（重複受給の防止やより高度できめ細やかなサービスの提供が可能）
- ・ 総合窓口導入による庁内情報連携への活用（必要となる手続の漏れや未届の防止・行政事務の効率化が可能）
- ・ 所在不明児童問題、DV・ストーカー等支援対象者支援などへの活用（庁内での情報共有により迅速・確実な対応が可能）
- ・ 乳幼児医療費助成のほか、心身障害者やひとり親等に対する医療費助成、不妊治療費助成など住民のニーズが高く全国的に実施されている地方単独事業などへの活用（添付書類の一層の削減や行政事務の効率化が可能）
- ・ 地方中枢拠点都市や定住自立圏などの地方公共団体間の連携に際しても同様の枠組みにより個人番号を活用可能

●情報連携に向けたシステム面での対応

●情報へのアクセスコントロール・個人情報保護対策

職員認証による操作者の特定、業務ごとに必要のない特定個人情報を参照又は更新等行えないような厳格な権限管理 等

検討項目②

2. マイポータルを活用したプッシュ型情報提供・電子申請

マイポータルについては、番号法附則第6条において、政府は、番号法施行後1年を目途として情報提供等記録開示システム（マイポータル）を設置することとされており、主な機能として以下のものが想定されている。

- ① 情報提供記録表示：自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能（番号法附則第6条第5項）
- ② 自己情報表示：行政機関が保有する自分の特定個人情報を確認する機能（番号法附則第6条第6項1号）
- ③ プッシュ型サービス：一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（番号法附則第6条第6項第2号）
- ④ ワンストップサービス：行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能（番号法附則第6条第6項第3号）

また、「IT国家創造宣言（改定）」（平成26年6月24日閣議決定）及び「同工程表（改定）」（平成26年6月24日IT戦略本部決定）において、政府は情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャンネルで利用可能にするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のサービスを利用可能なマイガバメントへの拡張を図るとされている。

【検討の視点】

●プッシュ型情報提供の地方公共団体における具体的活用事例の検討

- ① 年齢別や地域別等の分類による広いグループに対する情報提供
災害情報などの地方公共団体からのお知らせ
- ② 特定の個人に対する情報提供

子育てや介護等のサービスに係る情報提供、各種給付等の資格通知（保育所の入所手続、予防接種や健診のお知らせ、国民健康保健の資格確認など）

●プッシュ型情報提供からマイポータル上で電子申請につなげるための仕組みの検討

●民間事業者との連携を含めた将来的な活用の可能性（ワンストップサービスの実現）

電子申請に伴う税金や公金収納に際しての民間金融機関との連携、住所変更等に伴うライフライン事業者、金融機関等との連携 等

検討項目③

3. 個人番号カードの普及・利活用

個人番号カードについては、「IT国家創造宣言（改定）」（平成26年6月24日閣議決定）及び「同 工程表（改定）」（平成26年6月24日IT戦略本部決定）において、ICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化や、個人番号カードの民間利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等を行うことにより、広く普及を図る旨の方針が示されているところ。

個人番号カードのICチップの空き領域は市町村のほか、都道府県、国の機関等での利用も可能であり、また公的個人認証サービスについては民間の利用が想定されることから、これらの活用方法等について検討する必要がある。

【検討の視点】

●各種カード類の個人番号カードへの一体化／一元化

個人番号カードのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用することにより、健康保険証や公務員身分証明書等、暮らしに係る公的サービス及び資格証明に係るカード類の個人番号カードへの一元化を図るための検討を行う。

また現在住基カードで行われている印鑑登録カードや施設利用カード等との一体化についても、番号カードにおいてより一層実施されるよう推進する。

●個人番号カードの民間利活用場面の拡大

民間による利用拡大を図る観点から、個人番号カードにおいて利用できる公的個人認証サービスについて、金融機関や医療機関等の民間事業者への署名検証者の拡大に向け、その要件やユースケース等について検討を行う。

検討項目④

4. 海外に在留する者への行政サービスの提供のあり方

市町村の住民基本台帳に記録されている者が国外に転出した場合には、その者の住民票は消除され、以降、個人番号利用事務の処理に当たり活用される住基ネット上の本人確認情報（4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コードとこれらの変更情報）の更新は行われず。また、個人番号カードは、国外に転出したときに失効し、当該カードを市町村長に遅滞なく返納しなければならないこととされている（番号法施行令第14条第1号及び第15条第3項）。

【検討の視点】

- 個人番号の利用により海外での提供が想定される行政サービス
- 行政サービスの提供主体のあり方
- 海外に関係する現行他制度との関係の整理

研究会の今後のスケジュール（案）

スケジュール

	平成 26 年									平成 27 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研究会				第1回		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回

各回テーマ

- 第1回 研究会の趣旨の確認、検討の視点などの確認について
- 第2回 個人番号を活用した情報連携のあり方
- 第3回 マイポータルを活用したプッシュ型情報提供・電子申請
- 第4回 個人番号カードの普及・利活用
- 第5回 海外に在留する者への行政サービスの提供のあり方
- 第6回 論点整理
- 第7回 報告書（案）の提示